

平成26年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

平成27年5月27日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当販売など，社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

平成26年度における独占禁止法違反事件の処理状況は，次のとおりである。

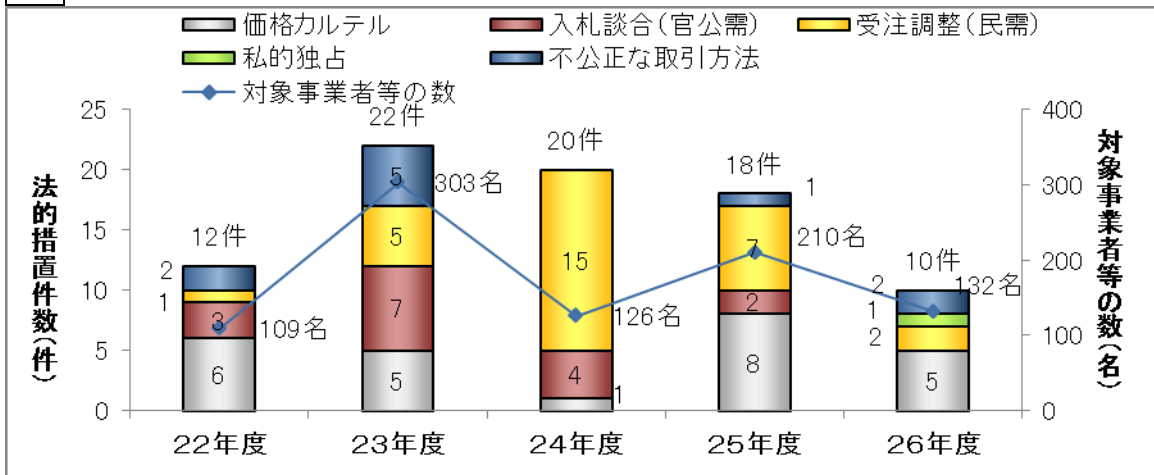
第1 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

平成26年度においては，独占禁止法違反行為について，延べ132名の事業者等に対して，10件の法的措置（注1）を採った。法的措置10件の内訳は，価格カルテル5件，受注調整（民需）2件，私的独占1件，不公正な取引方法2件となっている。不公正な取引方法2件を除いた8件の市場規模は，年間約3900億円である。

（注1） 法的措置とは排除措置命令及び課徴金納付命令であり，1つの事件について，排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われている場合には，法的措置件数を1件としている。

図1 法的措置件数と対象事業者等の数の推移



また，法的措置を採るに足る証拠が得られなかった場合であっても，違反の疑いのある行為が認められたときには，関係事業者等に対し，事前説明を行った上で警告・公表を行い，必要に応じ是正措置を採るよう指導しているところであり，平成26年度においては，1件の警告・公表を行った。

第1及び第2に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 03-3581-3381（直通）
第3及び第4に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

2 課徴金納付命令等の状況

平成26年度においては、延べ128名の事業者に対して、総額171億4303万円の課徴金納付命令を行った。一事業者当たりの課徴金額は1億3392万円（注2）であった。

（注2） 一事業者当たりの課徴金額については、1万円未満切捨て。

図2 課徴金額等の推移

（注） 課徴金額については、千万円未満切捨て。

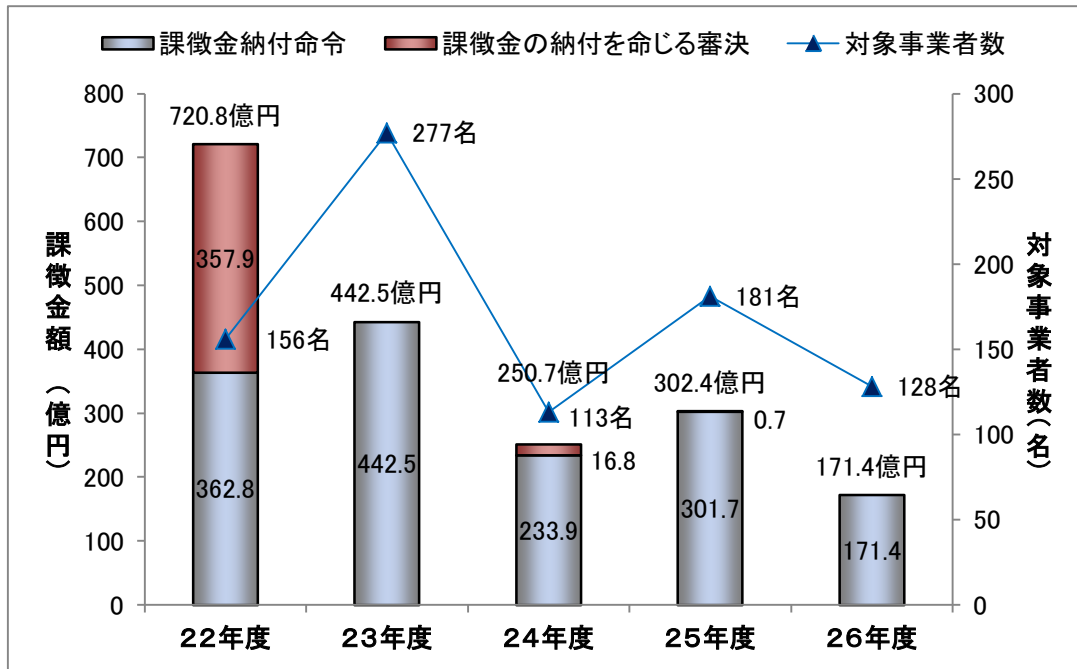
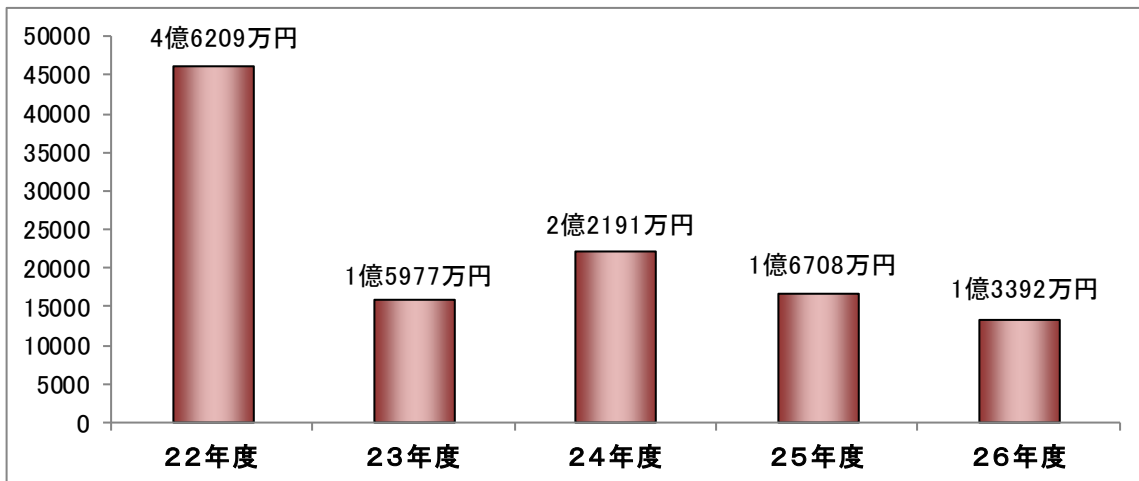


図3 一事業者当たりの課徴金額の推移

（注） 課徴金額については、1万円未満切捨て。



価格カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、違反を繰り返した事業者又は違反行為において主導的な役割を果たした事業者に対する算定率の5割の割増し及び早期に違反行為をやめた事業者に対する算定率の2割の軽減が適用されることとなっている（注3）。

平成26年度においては、違反を繰り返した事業者に対する割増算定率が1件における1名に対して、また、早期に違反行為をやめた事業者に対する軽減算定率が1件における延べ3名に対して、それぞれ適用された。

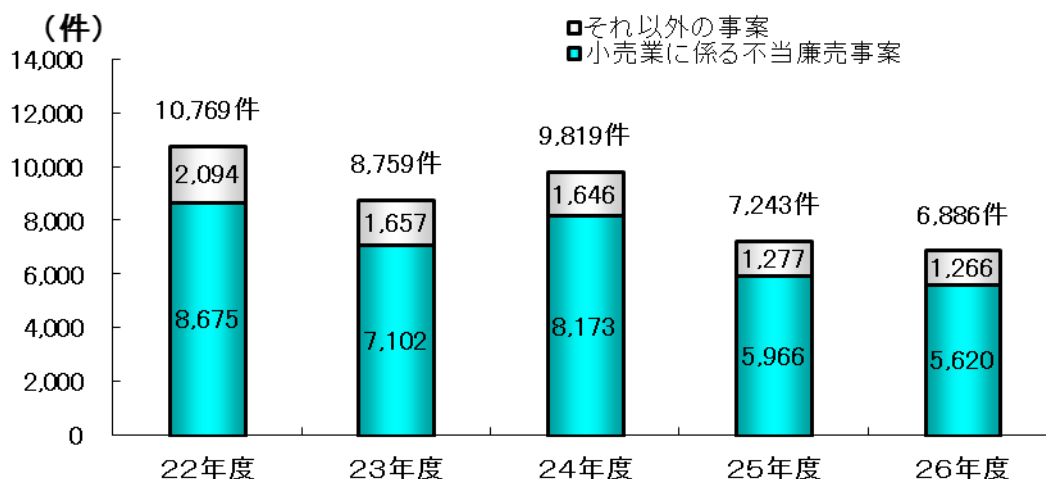
- (注3) ① 調査開始日から遡り、10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合、5割加算した率を適用（例えば、製造業（中小事業者以外）にあつては、課徴金算定率が10パーセントであるところ15パーセントに、また、両方の場合を満たすときは20パーセントに、それぞれ割増しされる。）。
- ② 違反行為の期間が2年未満で、調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていた場合、2割軽減した率を適用（例えば、製造業（中小事業者以外）にあつては、課徴金算定率が10パーセントであるところ、8パーセントに軽減される。）。

3 申告の状況

平成26年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、6,886件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、平成26年度においては、5,849件の通知を行った。

図4 申告件数の推移



4 課徴金減免制度

課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、平成26年度において、61件であった（平成18年1月の制度導入時から平成26年度末までの累計は836件）。

また、平成26年度においては、価格カルテル・受注調整事件4件における延べ10名の課徴金減免制度の適用事業者について、当該事業者からの申出により、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注4）。

（注4） 公正取引委員会は、課徴金減免制度の適用を受けた事業者から公表の申出がある場合には、課徴金納付命令を行った際などに、公正取引委員会のウェブサイト上に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている。

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表1 課徴金減免申請件数の推移

（単位：件）

年度	20	21 (注5)	22	23	24	25	26	累計 (注6)
申請 件数	85	85	131	143	102	50	61	836

（注5） 平成21年独占禁止法改正法（平成21年法律第51号）により、平成22年1月1日から課徴金減免制度が拡充されている（①減免申請者数の拡大：調査開始前と開始後で併せて5社まで（ただし、調査開始後は最大3社まで）に拡大する。②共同申請：同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める。）。

（注6） 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成27年3月末までの件数の累計。

表2 課徴金減免制度の適用状況

（単位：件、名）

年度	20	21	22	23	24	25	26	累計 (注7)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数	8	21	7	9	19	12	4	102
課徴金減免制度の適用 が公表された事業者数	21	50	10	27	41	33	10	245

（注7） 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成27年3月末までの件数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 私的独占・入札談合・受注調整・価格カルテル事件

(1) 私的独占事件

平成26年度においては、福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件について1件の法的措置を採った。

農協発注の穀物乾燥・調製・貯蔵施設工事について、福井県経済農業協同組合連合会は当該農協からの委託を受けて施主代行業務を行っていたところ、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。

(平成27年1月16日 排除措置命令)

(2) 入札談合・受注調整事件

平成26年度においては、北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者による受注調整事件及び農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者による受注調整事件について、2件の法的措置を採った。

農協等発注の低温空調設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(平成27年1月20日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：1655万円)

農協等発注の穀物乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(平成27年3月26日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：11億7589万円)

(3) 価格カルテル事件

平成26年度においては、東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者及び大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件、鋼球の製造業者による価格カルテル事件並びに網走管内コンクリート製品協同組合による価格カルテル事件(注8)について、5件の法的措置を採った。

また、山形県庄内地区所在の農業協同組合による価格カルテル事件について、1件の警告を行った。

(注8) その他のカルテルと価格カルテルが関係している事件であり、分類上は価格カルテルとしている(別表第3表注1参照)。

段ボールシート又は段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意し、大口需要者向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨を合意していた。

(平成26年6月19日 排除措置命令(3件)及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：132億9313万円)

鋼球の販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。

(平成26年9月9日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額：13億2471万円)

コンクリート二次製品について、需要者ごとに契約予定者として組合員等のうち1社を割り当て、その販売価格に係る設計価格からの値引き率を制限する決定をしていた。

(平成27年1月14日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：5859万円)

主食用米の販売手数料について、具体的な額を目安として定額とすることとしていた。

(平成26年9月11日 警告)

2 中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法

(1) 優越的地位の濫用

ア 平成26年度においては、総合ディスカウント業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について、1件の法的措置を採った。

取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、次の行為を行っていた。

① 新規開店等に際し、あらかじめ納入業者の従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、従業員等を派遣させていた。

② i) 閉店の際に実施するセールに際し、「協賛金」等の名目で、あらかじめ算出根拠等について明確に説明することなく、納入業者が販売促進効果を得ることができないにもかかわらず、商品の割引額に相当する額の一部等の金銭を提供させていた。

ii) 自社店舗の火災に際し、滅失又は毀損した商品当該の納入価格に相当する額の一部等の金銭を提供させていた。

(平成26年6月5日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金額：12億7416万円)

イ 優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、審査を行っているところ、平成26年度においては、49件の注意を行った(別添参照)。

(2) 不当廉売

平成26年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして982件の事案に対して注意を行った(表3)。

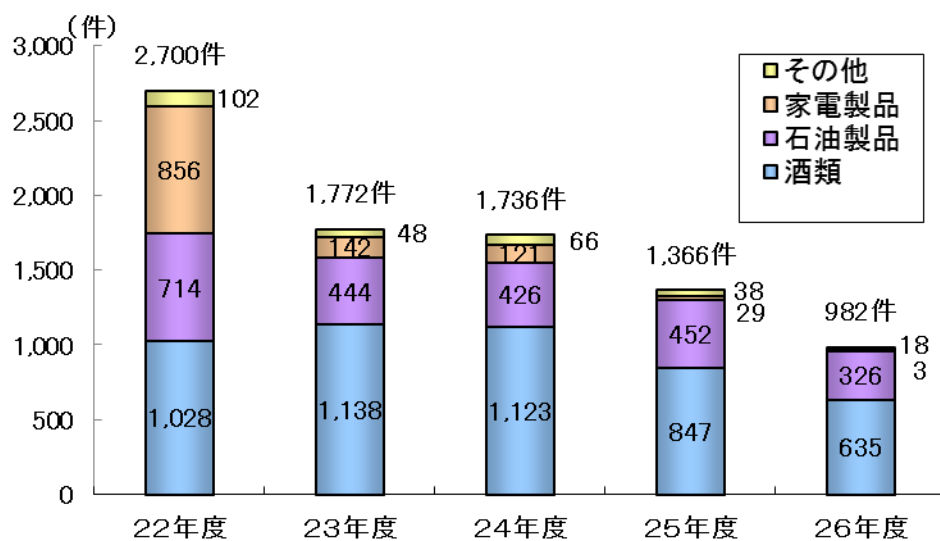
表3 平成26年度の不当廉売事案の注意件数(迅速処理(注9)によるもの)

(単位：件)

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	635	326	3	18	982

(注9) 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する(原則2か月以内)という方針に基づいて行う処理をいう。

図5 不当廉売事案の注意件数の推移



3 その他の不公正な取引方法

平成26年度においては、岡山県北生コンクリート協同組合による取引妨害事件について、1件の法的措置を採った。

取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。
 (平成27年2月27日 排除措置命令)

4 事業者団体等への要請・申入れ

- 東日本段ボール工業組合に対する申入れ（平成26年6月19日）

東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件において、東日本段ボール工業組合の会合の場を利用して販売価格に係る合意及び情報交換が行われ、会合に出席していた事務局は、価格に関する情報交換を取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことを踏まえ、同組合に対し、同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう申し入れた。

- 山形県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会の山形県本部に対する要請（平成26年9月11日）

山形県庄内地区に所在する農業協同組合による価格カルテル事件（警告事件）において、山形県農業協同組合中央会の求めを受けてカルテルの疑いのある行為が行われたことから、同中央会に対し、会員による独占禁止法違反行為を誘発しないよう、指導等を行うに際しては、その趣旨・内容を明確にして行うよう要請した。また、全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所において、カルテルの疑いのある行為に係る会合が開催され、同事務所の職員が出席するなどしていたことから、同本部に対し、独占禁止法の周知徹底のための措置を講ずるよう要請した。

- 福井市農業協同組合及び福井県経済農業協同組合連合会に対する申入れ（平成27年1月16日）

福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件において、福井市農業協同組合が、福井県実施の補助事業等により発注した工事の一部について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに既設業者に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたことから、同組合に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。また、福井県所在の農協が、同県実施の補助事業により発注した食味分析計の調達に係る入札について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに福井県経済農業協同組合連合会に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたところ、同連合会が、この行為に関与していたことから、同連合会に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。

- ホクレン農業協同組合連合会に対する申入れ（平成27年1月20日）

北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の受注調整事件において、ホクレン農業協同組合連合会の担当者が、特定の工事業者に対して受注予定者についての意向を示す等の行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることがないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

- 全国農業協同組合連合会に対する申入れ（平成27年3月26日）

農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の受注調整事件において、全国農業協同組合連合会の県本部の担当者が、特定の施工業者に対して受注者についての意向を示す等の行為を行い、また、補助金等の助成対象について、原則、競争入札等を実施しなければならないにもかかわらず、競争入札等を実施したかのように体裁を整えるための行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

第3 審判及び審決等の概要

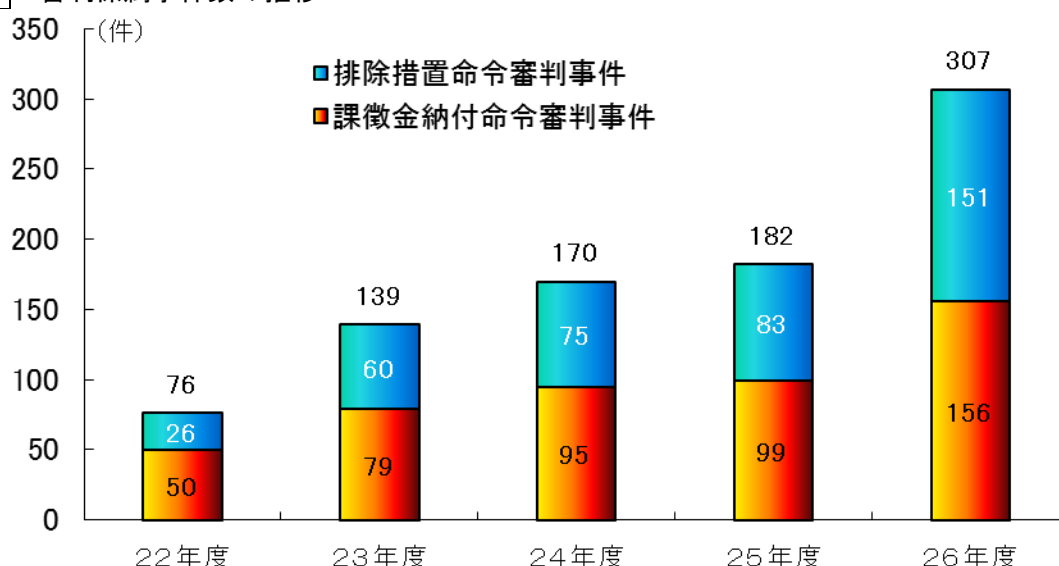
平成26年度中に係属していた審判事件数（注10）は307件（うち156件は課徴金納付命令に係るもの）である。平成26年度においては、142件（注11）の審判手続を開始する一方、33件の審決を行った。内訳は、排除措置命令に係る審判請求棄却審決15件、課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決17件及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決1件である。

なお、課徴金納付命令の一部を取り消す審決は、当委員会がエア・ウォーター株式会社に対して行った課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを棄却する審決を平成25年11月21日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、審判係属事件数には算入していない。

（注10）審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

（注11）このうち140件は、東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者及び大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件に係るものである。

図6 審判係属事件数の推移



（注12）平成27年3月末現在における審判係属事件数は275件である。

1 排除措置命令に係る審判請求棄却審決

平成26年度においては、次の合計15件の排除措置命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ 新潟市等に所在するタクシー事業者による価格カルテル事件に係るもの15件

2 課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決

平成26年度においては、次の合計17件の課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ 自動車メーカーが発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者らによる受注調整事件に係るもの1件
- ・ 国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札談合事件に係るもの1件

- ・ 新潟市等に所在するタクシー事業者による価格カルテル事件に係るもの15件

3 課徴金納付命令の一部を取り消す審決

平成26年度においては、次の1件の課徴金納付命令の一部を取り消す審決を行った。

- ・ エアセパレートガスの製造業者及び販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件（注13）

（注13） 本件は、当委員会がエア・ウォーター㈱に対して行った課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを棄却する審決を平成25年11月21日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行ったもの。

第4 審決取消請求訴訟

平成26年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注14）は11件であったが、平成26年度中に新たに2件の審決取消請求訴訟が提起されたため、平成26年度に係属した審決取消訴訟は13件となった（別表第10表参照）。

平成26年度においては、これらのうち、東京高等裁判所において、原告の請求を棄却する判決が2件（うち1件は上訴期間の経過をもって確定、1件は原告が上訴）、原告の請求を認容する判決が1件（前記エアセパレートガスの製造業者及び販売業者による価格カルテル事件。上訴期間の経過をもって確定）あった。また、平成25年度中に東京高等裁判所において原告の請求を棄却する判決がなされ、平成26年度に上訴期間の経過をもって確定した訴訟が1件あった。

さらに、最高裁判所において、原告からの上告及び上告受理申立てに対する上告棄却及び上告不受理決定が3件あった。

この結果、平成27年3月末時点では7件（注15）の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注14） 審決取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

（注15） 平成27年4月に3件最高裁において判決又は決定が出されて確定したため、同年4月末時点では4件である。

別 表

第1表 最近の審査事件処理状況の推移（不当販売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件又は円）

年 度		2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	
審査 件 数	前年度からの繰越し	2 2	2 3	9	1 3	1 0	
	年度内新規着手	1 4 3	1 5 7	2 6 6	1 3 7	1 1 8	
	合 計	1 6 5	1 8 0	2 7 5	1 5 0	1 2 8	
処 理 件 数	法的 措 置	排除措置命令 対象事業者等数	1 2	2 2	2 0	1 8	1 0
		課徴金納付命令（注1） 対象事業者数	0	0	0	0	0
		小 計 （対象事業者等数）	1 2	2 2	2 0	1 8	1 0
			(1 0 9)	(3 0 3)	(1 2 6)	(2 1 0)	(1 3 2)
	そ の 他	警 告	3	2	6	1	1
		注 意	9 5	1 3 8	2 0 8	1 1 4	1 0 2
		打切り	3 2	9	2 8	7	4
		小 計	1 3 0	1 4 9	2 4 2	1 2 2	1 0 7
		合 計	1 4 2	1 7 1	2 6 2	1 4 0	1 1 7
次年度への繰越し		2 3	9	1 3	1 0	1 1	
課 徴 金 納 付 命 令 等 （ 注 2）	納 付 命 令	対象事業者数 （うち失効したもの）（注3）	1 5 2 (9)	2 8 0 (3)	1 0 8 (0)	1 7 6 (0)	1 2 8 (0)
		審 決	対象事業者数	1 3	0	5	5
	合 計	対象事業者数（注4）	1 5 6	2 7 7	1 1 3	1 8 1	1 2 8
		課徴金額（注4） （うち平成17年改正前の独占 禁止法に基づく課徴金の 納付を命ずる審決に係る課 徴金額を除いた額）	720億8706万 (362億8787万)	442億5784万 (442億5784万)	250億7644万 (233億9095万)	302億4283万 (301億7410万)	171億4303万 (171億4303万)
	告 発 件 数		0	0	1	1	0

（注1） 排除措置命令が行われずに課徴金納付命令のみが行われた事件の数

（注2） 課徴金納付命令及び課徴金の納付を命ずる審決を示す。

（注3） 平成17年改正前の独占禁止法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令の名宛人の数

（注4） 平成17年改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係るものを含み、平成17年改正前の独占禁止法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係るものを除く。

第2表 不当廉売事案の注意件数の推移

(単位：件)

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）	2, 7 0 0	1, 7 7 2	1, 7 3 6	1, 3 6 6	9 8 2

第3表 平成26年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

(単位：件)

内容		処理別	法的措置	警告	注意	打切り	合計
私 的 独 占			1	0	1	0	2
カ ル テ ル	価格カルテル（注1）		5	1	20	0	26
	入札談合（官公需）		0	0	1	0	1
	受注調整（民需）		2	0	0	0	2
	その他のカルテル（注2）		0	0	0	0	0
	小 計		7	1	21	0	29
不 公 正 な 取 引 方 法	再販売価格の拘束		0	0	17	0	17
	その他の拘束・排他条件付取引		0	0	5	0	5
	取引妨害		1	0	2	1	4
	優越的地位の濫用		1	0	49	2	52
	不当廉売		0	0	4	1	5
	共同の取引拒絶		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	小 計		2	0	77	4	83
そ の 他（注3）			0	0	3	0	3
合 計			10	1	102	4	117

(注1) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

(注2) 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(注3) 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能活動の制限等である。

第4表 排除措置命令等の法的措置（行為類型別）の推移

（単位：件）

内容		年度					合計
		22	23	24	25	26	
私 的 独 占		0	0	0	0	1	1
カ ル テ ル	価格カルテル	6	5	1	8	5	25
	入札談合（官公需）	3	7	4	2	0	16
	受注調整（民需）	1	5	15	7	2	30
	小 計	10	17	20	17	7	71
不 公 正 な 取 引 方 法	再販売価格の拘束	0	1	0	0	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引	1	0	0	0	0	1
	取引妨害	0	1	0	0	1	2
	優越的地位の濫用	1	3	0	1	1	6
	小 計	2	5	0	1	2	10
合 計		12	22	20	18	10	82

（注） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

第5表 平成26年度法的措置一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
1	26 (措) 10	ダイレックス(株)に 対する件	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等の際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② i) 閉店の際に実施するセールの際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」等の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が販売促進効果を得ることができないにもかかわらず、当該特定納入業者が納入した商品であって、ダイレックスが定めた割引率で販売した商品の割引額に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。 ii) 平成23年5月4日に発生したダイレックス店舗の火災の際し、当該火災により滅失又は毀損した商品（以下「火災滅失毀損商品」という。）を納入した特定納入業者に対し、火災滅失毀損商品を販売できないことによるダイレックスの損失を補填するため、火災滅失毀損商品の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。	19条（2 条9項5 号）	26.6.5
2	26 (措) 11	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシートの製造業者に対する件	段ボールシートの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	26.6.19
3	26 (措) 12	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件	段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	26.6.19
4	26 (措) 13	東日本地区に交渉担当部署を有する大口需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件	大口需要者向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	26.6.19
5	26 (措) 14	鋼球の製造業者に対する件	鋼球の販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	3条後段	26.9.9

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
6	27 (措) 1	網走管内コンクリート製品協同組合に対する件	コンクリート二次製品について、需要者ごとに契約予定者として組合員等のうち1社を割り当て、その販売価格に係る設計価格からの値引き率を制限する決定をしていた。	8条1号	27.1.14
7	27 (措) 2	福井県経済農業協同組合連合会に対する件	穀物乾燥・調製・貯蔵施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。	3条前段	27.1.16
8	27 (措) 3	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者に対する件	農協等発注の低温空調設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	27.1.20
9	27 (措) 4	岡山県北生コンクリート協同組合に対する件	取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。	19条（一般指定14項）	27.2.27
10	27 (措) 5	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に対する件	穀物乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	27.3.26

第6表 平成26年度警告事件の概要

一連 番号	件 名	内 容	関係法条	警告年月日
1	山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件	<p>山形県の庄内地区に所在する5農協が、主食用米の販売手数料について、平成23年1月13日に山形県酒田市所在の全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所で開催した5農協の組合長による会合において、主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに、その算定方式及び金額については、営農担当部長級の者の間で検討することとし、それを受けて同年2月1日に同所で開催した5農協の営農担当部長級の者による会合において、主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円（消費税相当額を除く。）を目安として定額とすることとし、主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。</p>	3条後段	26.9.11

第7表 平成26年度課徴金納付命令一覧

一連 番号	事件名	違反行為の概要	対象 者数	課徴金額 (円)	命令日
1	ダイレックス株式会社に対する件 平成26年(納)第113号	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者(以下「特定納入業者」という。)に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等の際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② i) 閉店の際に実施するセールの際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」等の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が販売促進効果を得ることができないにもかかわらず、当該特定納入業者が納入した商品であって、ダイレックスが定めた割引率で販売した商品の割引額に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。 ii) 平成23年5月4日に発生したダイレックス店舗の火災の際し、当該火災により滅失又は毀損した商品(以下「火災滅失毀損商品」という。)を納入した特定納入業者に対し、火災滅失毀損商品を販売できないことによるダイレックスの損失を補填するため、火災滅失毀損商品の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。(平成26年(措)第10号)	1	12億7416万	26.6.5
2	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシートの製造業者に対する件 平成26年(納)第114号～第161号	段ボールシートの販売価格を引き上げる旨を合意していた。(平成26年(措)第11号)	48	31億6229万	26.6.19
3	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件 平成26年(納)第162号～第221号	段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意していた。(平成26年(措)第12号)	60	81億5280万	26.6.19
4	東日本地区に交渉担当部署を有する大口需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件 平成26年(納)第222号～第224号	大口需要者向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨を合意していた。(平成26年(措)第13号)	3	19億7804万	26.6.19

一連 番号	事件名	違反行為の概要	対象 者数	課徴金額 (円)	命令日
5	鋼球の製造業者に対する 件 平成 26 年（納）第 225 号	鋼球の販売価格を引き上げ又は維持する 旨を合意していた。（平成 26 年（措）第 14 号）	1	13 億 2471 万	26. 9. 9
6	網走管内コンクリート製 品協同組合に対する件 平成 27 年（納）第 1 号～ 第 6 号	コンクリート二次製品について、需要者 ごとに契約予定者として組合員等のうち 1 社を割り当て、その販売価格に係る設計価 格からの値引き率を制限する決定をしてい た。（平成 27 年（措）第 1 号）	6	5859 万	27. 1. 14
7	北海道に所在する農業協 同組合等が発注する低温 空調設備工事の工事業者 に対する件 平成 27 年（納）第 7 号～ 第 8 号	農協等発注の低温空調設備工事につい て、受注予定者を決定し、受注予定者が受 注できるようにしていた。（平成 27 年（措） 第 3 号）	2	1655 万	27. 1. 20
8	農業協同組合等が発注す る穀物の乾燥・調製・貯 蔵施設及び精米施設の製 造請負工事等の施工業者 に対する件 平成 27 年（納）第 9 号～ 第 15 号	穀物乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設 工事について、受注予定者を決定し、受注 予定者が受注できるようにしていた。（平 成 27 年（措）第 5 号）	7	11 億 7589 万	27. 3. 26
合 計			128	171 億 4303 万	

第8表 最近の審判事件数等（注1）推移

（単位：件）

年 度		2 2 (注3)	2 3 (注4)	2 4	2 5 (注5)	2 6 (注6)
審判 事件 数	前年度からの繰越件数	4 6	5 4	1 2 3	1 5 7	1 6 5
	審判手続開始件数	3 0	8 5	4 7	2 5	1 4 2
	うち排除措置命令審判事件	8	4 0	2 2	1 2	7 2
	うち課徴金納付命令審判事件	2 2	4 5	2 5	1 3	7 0
	年度内審判係属事件数	7 6	1 3 9	1 7 0	1 8 2	3 0 7
審決 件数	平成17年 改正前の独 占禁止法に よるもの	審判審決（本案）（注2）	3	—	—	—
		同意審決	3	—	—	—
		課徴金の納付を命ずる審決等	1 3	0	5	7
	平成17年 改正後の独 占禁止法に よるもの	排除措置命令に係る審判請求 棄却審決等	3	4	4	3
		課徴金納付命令に係る審判請 求棄却審決等	3	8	4	5
		合 計	2 5	1 2	1 3	1 5
次年度への繰越し		5 4	1 2 3	1 5 7	1 6 5	2 7 5

（注1） 上記件数は、景品表示法違反審判事件を除く。

（注2） 本案審判とは、独占禁止法違反行為の排除措置に係る審判をいう。

（注3） 平成22年度における同意審決3件については、一部の被審人についてのみの同意審決であり、残る被審人については同年度中に審判審決を行った。このため、平成22年度における次年度への繰越件数は、54件となる。

（注4） 平成23年度において、岩手県発注の建築一式工事の入札談合に係る本案審判事件について2件の審判手続打切決定があり、同事件の全ての被審人に対する審判手続が終了したため係属事件数が1件減少した（これにより、平成17年改正前の独占禁止法に基づく本案審判事件は全て終了した。）。また、同年度中に3件の審判請求取下げがあった。このため、平成23年度における次年度への繰越件数は、123件となる。

（注5） 平成25年度において、岩手県発注の建築一式工事の入札談合に係る課徴金審判事件について7件の審決があり、同事件の全ての被審人に対する審判手続が終了した（これにより、平成17年改正前の独占禁止法に基づく課徴金審判事件は全て終了した。）。また、同年度中に2件の審判請求取下げがあった。このため、平成25年度における次年度への繰越件数は、165件となる。

（注6） 平成26年における審決のうち1件は、当委員会がエア・ウォーター(株)に対して行った課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを棄却する審決を平成25年11月21日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、審判事件数には算入していない。

第9表 平成26年度審決一覧

一連 番号	事件 番号	件名	事件の内容	関係法条等	審決年月日
1	24 (判) 42	(株)フジクラ に対する件	自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して受注予定者を決定していた(課徴金額11億8232万円)。	旧法66条2項 (7条の2〔3条 後段〕)	26.6.9 (課徴金納付 命令に係る審 判請求棄却審 決)
2	23 (判) 81	エア・ウォ ーター(株)に 対する件	エアセパレートガスについて、共同して販売価格を引き上げる旨合意していた。 ※本件は、当委員会が平成25年11月21日付けで行ったエア・ウォーター(株)に対する審決を取り消す旨の判決が東京高等裁判所でなされたことを受け、原処分(36億3911万円の課徴金納付命令)のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行ったもの(課徴金額7億2782万円)。	旧法82条2項 旧法66条3項 (7条の2〔3条 後段〕)	26.10.14 (課徴金納付 命令の一部を 取り消す審決)
3 *	25 (判) 10	(株)生田組に 対する件	国土交通省が四国地方整備局高知河川国道事務所において発注する特定一般土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(課徴金額1423万円)。	旧法66条2項 (7条の2〔3条 後段〕)	26.12.10 (課徴金納付 命令に係る審 判請求棄却審 決)
4 ~ 33 *	24 (判) 8~14, 16~30, 32~39	都タクシー (株)ほか14 社に対する 件	小型車、中型車、大型車及び特定大型車の距離制運賃、時間制運賃、時間距離併用制運賃及び待料金を平成21年10月1日付けで改定された新潟交通圏に係る自動認可運賃における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし、かつ、小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨を合意していた(課徴金額1億4813万円〔15社合計〕)。	旧法66条2項 (3条後段, 7条 の2)	27.2.27 (排除措置命 令及び課徴金 納付命令に係 る審判請求棄 却審決)

(注) 「一連番号」欄に「*」を付したものは、被審人の全部又は一部から審決取消請求訴訟が提起されたものである(平成26年度に係属していた審決取消請求訴訟の経過については第10表参照)。

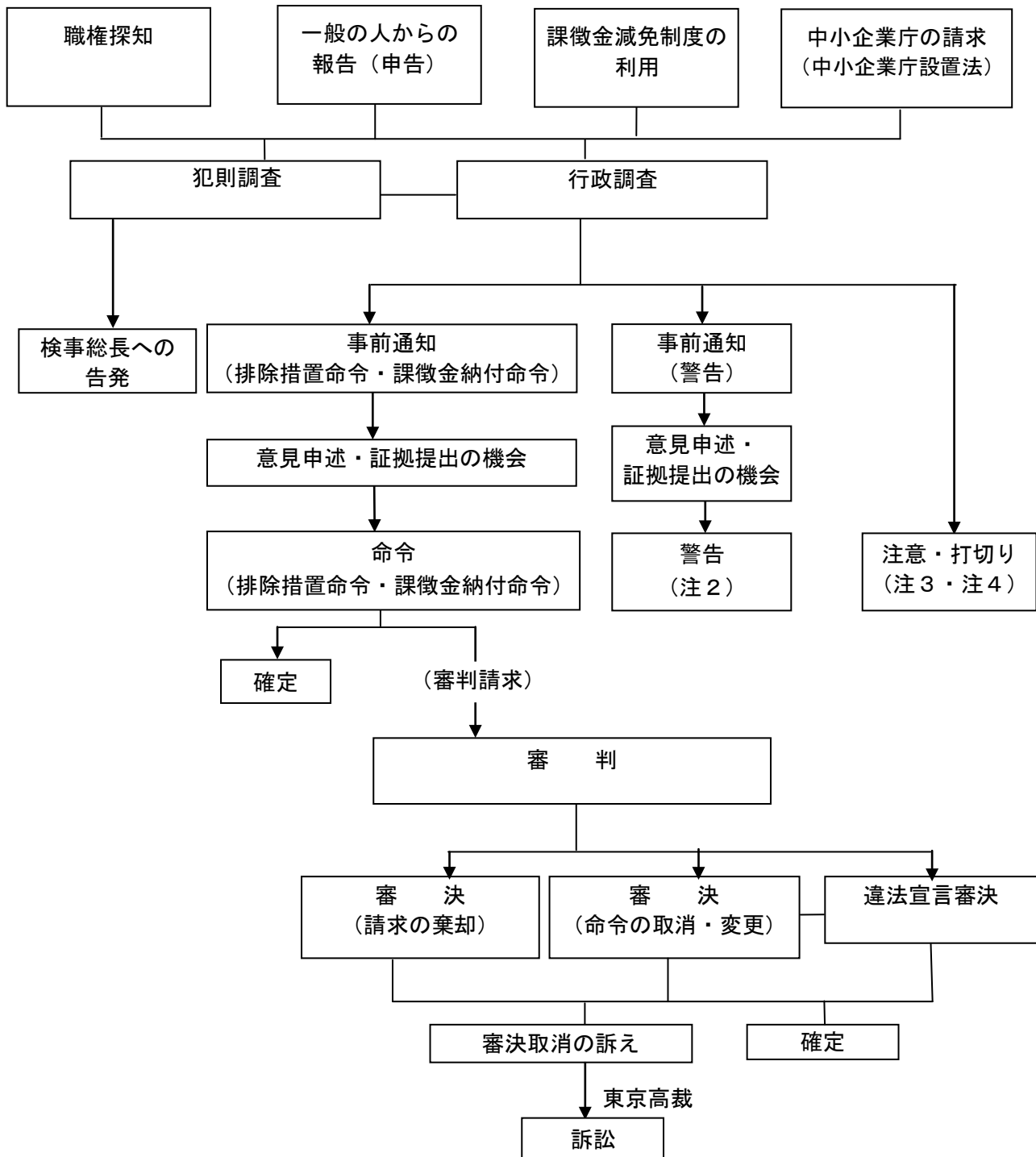
(注) 平成25年改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」という。

第10表 平成26年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	訴訟の対象となった審決の内容	訴訟提起日	裁判所判決日等	判決内容等
1	古河電気工業(株)による件	被審人が違反行為によって販売したNTT東日本等が発注する光ファイバケーブル製品の売上高について製造業者に対する課徴金算定率(10%)を適用した。(課徴金額 42億7335万円)	24.1.13	東京高裁 24.11.30	請求棄却 24.12.13 上告及び上告受理申立て
				最高裁 26.4.23	上告棄却及び上告不受理決定
2	(株)イーライセンスによる件	JASRACの行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは困難であり、本件行為が独占禁止法第2条第5項所定のいわゆる排除型私的独占に該当し、同法第3条の規定に違反するということができない。	24.7.10	東京高裁 25.11.1	請求一部認容 25.11.13 上告受理申立て(当委員会)
				最高裁	27.4.28 上告棄却
3	日新製鋼(株)による件	共同して、建材製品製造業者向けカラー鋼板のひも付き取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた(課徴金額 14億6062万円)。	24.7.13	東京高裁 25.12.13	請求棄却 25.12.26 上告及び上告受理申立て
				最高裁	係属中
4	真成開発(株)ほか1名による件	川崎市発注の下水管きょ工事について、共同して受注予定者を決定していた(課徴金額 471万円〔(株)吉孝土建〕, 346万円〔真成開発(株)〕)。	24.12.26	東京高裁 26.1.31	請求棄却 26.2.12 上告及び上告受理申立て
				東京高裁 26.6.18	上告却下
				最高裁	27.4.24 上告不受理決定
5	愛知電線(株)による件	課徴金減免申請に関する公正取引委員会の対応には違法性は認められない(課徴金額 3億2696万円)。	25.3.6	東京高裁 25.12.20	請求棄却 25.12.29 上告及び上告受理申立て
				最高裁	27.4.24 上告棄却及び上告不受理決定
6	(株)高光建設による件	岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた(課徴金額 412万円)。	25.6.20	東京高裁 26.2.28	請求棄却 26.3.10 上告及び上告受理申立て
				最高裁 27.3.12	上告棄却及び上告不受理決定

一連 番号	件名	訴訟の対象となった審決の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
7	(株)匠建設による件	岩手県が発注する建築一式工事のうち、原告が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた(課徴金額 2111 万円)。	25. 6. 20	東京高裁 26. 3. 28	請求棄却 (上訴期間の経過をもって確定)
8	(株)タカヤによる件	岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた(課徴金額 2068 万円)。	25. 6. 20	東京高裁 26. 11. 21	請求棄却 (上訴期間の経過をもって確定)
9	藤正建設(株)による件	岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた(課徴金額 1042 万円)。	25. 6. 20	東京高裁 25. 12. 20	請求棄却 25. 12. 26 上告及び上告受理申立て
				最高裁	係属中
10	大東建設(株)による件	石川県発注の土木一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた(課徴金額 135 万円)。	25. 10. 12	東京高裁 26. 4. 25	請求棄却 26. 5. 9 上告及び上告受理申立て
				最高裁 26. 9. 30	上告棄却及び上告不受理決定
11	エア・ウォーター(株)による件	被審人が違反行為によって販売したエアセパレートガスの売上高について製造業者に対する課徴金算定率(10%)を適用した(課徴金額 36 億 3911 万円)。	25. 12. 19	東京高裁 26. 9. 26	請求認容 (上訴期間の経過をもって確定)
12	(株)生田組による件	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が発注する一般土木工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた(課徴金額 1423 万円)。	26. 12. 27	東京高裁	係属中
13	都タクシー(株)ほか11名による件	小型車、中型車、大型車及び特定大型車の距離制運賃、時間制運賃、時間距離併用制運賃及び待料金を平成21年10月1日付けで改定された新潟交通圏に係る自動認可運賃における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし、かつ、小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨を合意していた(課徴金額 1 億 4813 万円〔15 社合計〕)。	27. 3. 30	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続（平成18年1月4日以後平成27年3月31日まで）（注1）】



（注1） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）の施行（平成27年4月1日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

（注2） 警告：法的措置を採るに足る証拠が得られないが違反の疑いがある場合

（注3） 注意：違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、将来違反につながるおそれがある場合

（注4） 打ち切り：独占禁止法に違反する行為が認められない等により、審査を打ち切る場合